

社協だより

『東日本大震災』義援金のご協力 ありがとうございます

「東日本大震災」の被災地に対して、町内の多くの方から引き続き心温かい義援金をいただきました。義援金は、前回報告時から5月16日までの間で、「百万六千五百二十円」となり中央共同募金会及び、日本赤十字社を通して、被災地の皆さんに送られております。

町を通して、次の方々から義援金をいただいております。

なお、直接募金箱への募金や他の義援金窓口を通して、多くの方々からご協力をいただいております。ありがとうございます。

町並びに、町社協では、今後も継続して、義援金の受付をしてまいります。

義援金総額 12,933,614円 (H23.5.16現在)

義援金協力者名 順不同、敬称省略

◎井出泰弘・佳澄・健太◎富士河口湖町建設安全協議会◎河口湖ショッピングセンター◎丸山レモン会◎丸山ガスサービス◎六一会◎富士河口湖町建設業協会建築部会◎昭和12年・13年生れ 七日会・恵会◎富士河口湖町消防団上九一色分団◎小立地区区長代理区長OB会◎富根都クラブ◎町食生活改善推進員会◎小立ミニバス男子・女子◎渡辺慎太郎◎渡邊昭男◎渡辺清志◎(株)丸宗◎江野沢仁・久子◎小河原豊明◎渡辺かねよ◎郷の会◎六七会◎小見山八重子◎外川和弘◎鈴木かずゑ◎八重桜会◎倉沢敏一◎小林文雄・みなと◎勝山陶芸センタ

一◎流石蔵◎流石定一◎鈴木博◎堀内美亀男◎河口湖ハーバル工房◎富士河口湖町社協職員一同◎(有)河口湖セントビレッジ

赤い羽根共同募金には、税制上の優遇措置があります。所得税、法人税、個人住民税が対象。(※所定の領収書が必要)

また、町では、3月19日から救済物資の受付も開始し、多数の方々からご寄付いただきました。なお、救済物資の受付は終了しました。

・提供者数：述べ101団体・個人
・物資別数：◎紙おむつ(50袋・22箱)◎毛布(51枚)◎水(45箱)◎カップ麺(18箱)◎粉ミルク(5箱・22缶)◎おしりふき(2袋)◎アルファ米(1箱)◎手洗い消毒液(1箱・180本)◎カレンダー(50部)◎下着、トイレットペーパー、タオル、生理用品、ティッシュ、ホッカイロ、紙コップ

地域でふれあいの輪を広げます！ 近隣で支え合う小地域福祉活動

富士河口湖町社会福祉協議会では、住民参加による近隣同士で支え合う小地域福祉活動(ふれあいのまちづくり事業)を推進しています。今年度も、各地域の創意と工夫により、特性を活かした活動が開始されています。



◎河口地区：『河口地区ボランティアロビー』設置。高齢者や障害者等への病院送迎、お使いサービス実施。

◎大石地区：『大石福祉推進会』設置。高齢者サロン「いきやあり会」実施。

◎小立地区 八町屋区：ヨモギ饅頭作り体験教室で、子供とお年寄りの交流。

◎船津地区：区毎で取り組み、地区公民館等を利用し高齢者サロン実施。

・ひばり区：「ひばりやすらぎ会」

・湖南区：「湖南町共助会」

・富士桜・スバル区：「富士桜・スバルいきいき会」

・富士見区：「富士見町なごみ会」

・浅川区：「浅川健康体操の会」

・南台区：「南台やすらぎ会」

・富士区：「富士区いきやり会」

◎足和田地区 大風区：高齢者サロン「大風区いきいきサロン」実施。

◎勝山地区：『勝山福祉さくや会』設置。高齢者サロンの実施。

◎上九一色地区：区毎で、高齢者サロン実施。

・富士ヶ嶺区：「さわやか共生会」

・本栖地区：「本栖ふれあいいきいきサロン」

この活動は、民生・児童委員、福祉委員、自治会等のご協力をいただきながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して活動しています。

町社協の事務所入り口に 『赤い羽根募金型自動販売機』 を設置しました。



町社会福祉協議会では、5月17日、ダイドードリンコ(株)様のご協力により、社協事務所入り口に「赤い羽根共同募金」飲料自動販売機を設置しました。この自動販売機における月額売上金の2%が共同募金として寄付されます。(ダイドードリンコ・設置者1%)

「赤い羽根共同募金」は、地域の様々な福祉活動に役立てられています。缶やペットボトルに赤い羽根が付いてくるのでは、ありません。

通常通りの商品がでてきます。飲み物を買う人が間接的に募金していることになり、共同募金活動に対する意識の啓発を期待します。

ダイドードリンコ

募金1%

山梨県共同募金会
富士河口湖分会

募金1%

設置者

(販売手数料の中から1%)

皆様も、この自動販売機を見かけた場合は、ぜひご協力をお願いいたします。

町からのお知らせ

6月は、子ども手当の支給月です

■支給額

0歳～中学校終了前の子ども
一人につき 13,000円（月額）

■支給日 6月10日（金）

支給額の内容は、H23年2月～5月の4ヶ月分です。

◎平成23年6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

※平成23年度の子ども手当は「子ども手当つなぎ法」の制定によって、平成23年4月～9月までの6ヶ月間について、これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。

※10月以降分の支給については、法制度が決まり次第、随時お知らせします。

●問合せ先 住民課 TEL 72・11114

住基カード普及月間キャンペーン

住民基本台帳カード（住基カード）の普及促進を図るため、申請に必要な顔写真の無料撮影など住基カード交付手数料を「無料」とするキャンペーンを実施します。

住基カードを使って「住民票の写し」「印鑑登録証明書」を全国のセブン・イレブンで取得できます。証明書手数料は1通200円とお得です。

富士河口湖町・鳴沢村プレミアム商品券取扱店募集のお知らせ

富士河口湖町・鳴沢村では、町内及び村内の消費喚起と地域経済の活性化を図るために、7月に町民及び村民を対象に15%プレミアム付商品券を販売いたします。商品券の取扱店を募集しますので、積極的にご参加ください。

①内 容 1セット10,000円（500円商品券23枚綴り、11,500円分）

富士河口湖町販売分 10,000セットを販売します

鳴沢村販売分 1,500セットを販売します。

②販 売 日 平成23年7月末日から（予定）

（売り切れ次第終了とします。購入制限など詳細については後日お知らせします。）

③利用期間 販売開始日から10月末日まで

④取扱店舗

富士河口湖町・鳴沢村で一般消費者（町民、村民）に対して商品の販売やサービスなどを提供する店舗・事業所で、かつ河口湖商工会の会員事業所が対象です。（風営法第2条第5項の適用を受ける業種や公序良俗に反する店、病院・診療所等の医療機関は除きます。商工会の未加入事業所でも、加入することによって取扱店になれます。ただし、実行委員会が当事業の趣旨にそぐわないと判断したときは参加をご遠慮いただくこともあります。）

⑤利用対象

上記④の取扱店が扱う商品及びサービスなどに利用できます。

⑥使用方法 取扱店において現金同様に使用できますが、お釣りは出ません。

⑦換金方法については、申し込み時にご説明いたします。

⑧募集期間は6月10日（金）より6月30日（木）

（土・日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時）

■申込先 河口湖商工会 富士河口湖町船津2088-2

TEL 0555-73-1122 FAX 0555-73-1123

■申込方法・申込先

河口湖商工会に備え付けの申込用紙があります。

お申し込み時に、送金指定口座の通帳もご持参ください。

参加費は取扱店舗ごとに2,000円です。（実行委員会の承認後、納入していただきます。）

換金取扱手数料は1%です。ただし、売場面積が1,000㎡以上の取扱店は2%の手数料がかかります。

●問合せ先 富士河口湖町観光課 72-3168



◎写真撮影を必要とする方

■日程 6月14日、16日、21日、23日、28日

■受付時間 午前9時から午後4時

■受付場所 役場本庁舎 住民課

■申請に必要なもの

○本人確認書類

当日発行 免許証又はパスポート

後日交付 保険証、年金証書、預金証書等2点

○印鑑

◎写真をご自身で持参される方

■受付日時 開庁日の午前8時15分～午後5時15分

■受付場所 役場本庁舎住民課、各出張所

■申請に必要なもの

○本人確認書類

当日発行 免許証又はパスポート

後日交付 保険証、年金証書、預金証書等2点

○印鑑

※写真は縦4.5センチ×横3.5センチ

カラー脱帽上半身

※出張所での受付の方は後日発行となります。

※写真つき住基カードは公的身分証明書として利用できます。

●問合先 住民課 TEL 72・1114

6月1日～7日は『水道週間』です

6月1日(水)から6月7日(火)まで水道週間が実施されます。

安心・安全な水供給するため、町では水質検査計画をもとに安定した



水の供給に努めております。水質検査計画は、役場水道課又は、ホームページでご覧になれます。貴重な水を大切にしよう節水にご協力をお願いします。

なお、水道週間については日本水道協会ホームページ<http://www.jwva.or.jp>に掲載されています。

●問合先 水道課上水道係 TEL 72・1620

町営住宅「大嵐団地」入居者募集

大嵐地区にあります町営住宅大嵐団地の入居者を募集します。(※町営住宅は住宅に困っている一定の基準内所得の人たちに低廉な家賃で供給する為に、国の補助を受けて建設している住宅です。そのため公営住宅法や町条例で定められた入居資格を満たしていなければ入居することができません。)

1 募集住宅

・富士河口湖町大嵐地内「大嵐団地」

・鉄筋コンクリート造

・オール電化仕様

・3DK (71・7㎡) 1戸

・2DK (58・2㎡) 2戸

・駐車場2台

2 募集戸数 3戸

3 住宅の家賃等

○家賃 22600円～47100円程度

○敷金 家賃の3ヶ月分

○その他 共益的な経費がかかる場合あり

4 入居資格

(1) 町内に住所又は勤務場所を有する方で、住宅に困窮していることが明らかな方。(原則として、持ち家のある方、公営住宅など公的な住宅にお住まいの方及び過去に公営住宅を不正に使用したことのある方は申し

込むことができません。

(2) 入居を申し込まれる世帯の収入が法及び条例に定められた基準内であること。

(世帯全員分の合計の月額所得が158000円以下であること。ただし、同居親族の人数により控除あり。)

(3) 同居しようとする家族を含めて、税金及び使用料、分担金、負担金、貸付金等の納付義務のある税及び使用料等の滞納がない方。

(4) 現に同居し又は、同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

(5) 連帯保証人は富士河口湖町在住の方2名。その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

(6) その他 法令等に定められている方。

(7) 申込方法及び必要書類 申込書に必要事項を記入し、必要な書類をそろえて受付期間内に都市整備課に申し込みをしてください。(郵送不可)

※申し込み時に必ず提出していただく書類はお問合せ下さい。

6 入居開始日 平成23年7月末(予定)

7 入居申込受付期間及び場所 平成23年6月7日(火)～6月24日(金)

午前9時～正午、午後1時～午後5時 (土曜・日曜日は除く)

●提出・問合先 都市整備課 TEL 72・1976



健康のまちづくり

知っておきたいお口の話

自分の歯 いくつになっても 宝物 「健康のまちづくりスローガン入選作品」



町は、健康のまちづくり計画に基づき歯の健康づくりを推進しています。最近、生活習慣病である糖尿病や動脈硬化など、歯周病が全身の健康に影響を及ぼしていることが明らかになってきました。生まれてから高齢まで、歯の喪失を防ぐために絶え間ない努力が必要とされています。町では、みなさんのたいせつな歯を歯周病からまもり、8020運動に結びつけるため、次の事業を行っています。

■無料の歯周疾患検診を受けましょう！



40・50・60・70歳の方を対象に受診票をお届けしてあります。
かかりつけの歯医者さんで受診しましょう。
有効期限は12月31日までです。



妊婦さんを対象に受診票をお届けしています。
なるべく20週から32週までの安定期に受診しましょう。母子健康手帳もお忘れなく。

■小学校で歯科教室を開催します！

町内の全小学校で歯科衛生士さんによる歯磨き指導と講話があります。楽しくてためになる教室です。日程は後日お知らせします。



■1歳半と5歳のお子さんには無料のフッ化物塗布を！

歯の萌出期のフッ化物塗布と、正しい歯磨き指導について、歯科医等から保護者に講話があります。3回分の受診券をお届けしますので発行から2年以内にご利用ください。

歯周病と生活習慣病

5月19日に勝山ふれあいセンターでしらかべ歯科医院の白壁院長に、歯周病予防の観点から健康長寿の秘訣についてのわかりやすいお話をいただきました。

また、歯科衛生士による歯磨き指導や、歯のお手入れグッズのプレゼントもありました。



「第25回山梨県高齢者よい歯のコンクール」のお知らせ 山梨県歯科医師会

- 昭和16年3月31日以前に生まれ、よい歯を持っている方を対象に口腔の健康に努力してきたことを表彰します。各部門で1度のみの表彰とします。
- 官製はがきに郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢、最終職歴、かかりつけ歯科医院名を記入し、〒400-0015 甲府市大手1-4-1山梨県歯科医師会高齢者よい歯のコンクール係までお送りください。
- 応募期間は6月8日から7月8日までです。秋に開催される「山梨県民歯科保健のつどい」において発表・表彰します。

「第8回歯っぴい山梨8020達成者表彰」のお知らせ 山梨県歯科医師会

- 昭和6年3月31日以前に生まれ、自分の歯を20本以上持っている方を「8020達成者」として表彰します。過去の表彰者は除きます。
- 応募する方は、かかりつけ歯科医院に申し出て健診を受けてください。歯科医院推薦が最終決定となります。
- 応募期間は、6月1日から8月27日までです。「山梨県民歯科保健のつどい」において発表・表彰します。

◎問合先 健康増進課 72-6037

6月1日～6月30日までは

「食育推進月間です。」

栄養価
エネルギー 115 kcal・塩分相当量 1.3 g

*最初からバターを入れると焦げやすいので、後から入れて下さい。チーズ好きならパルメザンチーズを入れてもいいですね。
(船津地区会員)

- ①茹でた筍を食べやすい大きさに切る。グリーンアスパラとエリンギは生のまま一口大に切る。ベーコンは1cmくらいの中に切る。
- ②フライパンにオリーブ油を入れてベーコンを炒め、火が通ったらグリーンアスパラ、エリンギ、筍を入れて炒める。
- ③バターを加え、軽く塩・胡椒で味を調えて、鍋肌から醤油を回し入れて出来上がり。

《材料4人分》

新筍……………200g
グリーンアスパラガス……………6本
スライスベーコン……………3～4枚
エリンギ……………中2本
塩……………少々
胡椒……………少々
バター……………10g
醤油……………大さじ1弱
オリーブ油……………少々



食生活改善推進委員会のおすすめ
「筍とグリーンアスパラの
バター醤油炒め」

今が旬の筍とグリーンアスパラが
いい食感をもたらしてくれます。

町営温泉施設で心と体の休養を!



本格的な夏を迎える前に温泉施設で心も体もリフレッシュしてみませんか?

町では、町民の皆さまの健康づくりと交流の場として温泉施設を整備しています。皆さまご存知とは思いますが、あらためまして町営温泉施設のご紹介と利用効果についてご案内します。

船津温泉休養施設「芙蓉の湯」 所在: 船津6713-51

町第2号源泉「芙蓉の湯」と第3号源泉「秀麗の湯」を源泉としています。泉質は、ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物温泉で、浴用の適応症は、神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、慢性消化器病、痔疾、冷え性、慢性皮膚病、慢性婦人病、動脈硬化症などです。疲労回復、健康増進におすすめです。



施設: 養命の湯 (男風呂)・保命の湯 (女風呂)

男女露天風呂・サウナ風呂・休憩室

利用時間: 午前10時から午後9時まで

休館日: 毎週火曜日、年末年始

「健康プラザ」 所在: 小立2487

第3号源泉「秀麗の湯」を源泉としています。温泉の泉質、適応症は芙蓉の湯と同じです。
施設のご案内

1階: ■男女浴室—浴室A (サウナ付) と浴室B (サウナ・噴出湯付) を男女1週間交替で利用します。

■体力づくりゾーン ※体力づくりゾーンでは水着着用です。

歩行浴: 玉石の突起で足裏に刺激を与えます。

気泡浴: マッサージ作用により、腰痛、肩こり、筋肉・関節痛に効果があります。

運動浴: 1周約30m、深さ1.0メートル、湯の中をゆっくり歩いてください。

■タラソ棟施設 (タラソ棟利用については別料金となります)

タラソとは、ギリシア語で「海」を意味します。海水には100種類以上のミネラルが一定のバランスで含まれているため、心と体を調整する作用があるといわれています。ぜひお試しください。

【期待できる効果】皮膚疾患、アトピー性疾患、リュウマチ疾患、喘息、関節疾患、腰痛、肩こり、肺疾患、血行促進など。

『10倍海水』 沖縄県石垣島の海水から精製した天然の本にがりを使用しています。浮力が体験できます。

『2倍海水』 モンゴル国から輸入した塩などを用いて、海水の2倍濃度溶液を人工的に再現しています。

『岩盤浴』 遠赤外線的作用がお楽しみいただけます。

2階: 休憩室・健康増進室・きてみて実践室

きてみて実践室では、高齢者の体力づくりや介護予防のための各種教室を開催しています。

利用時間: 午前10時から午後9時まで

休館日: 毎週月曜日、年末年始

施設利用料

施設	区分	利用料
芙蓉の湯 健康プラザ	高校生以上	300円
	高校生未満	150円
※未就学児、75歳以上の者及び身体障害者手帳保持者については芙蓉の湯、健康プラザの利用料は無料です。		
タラソ棟		200円



奥が『10倍海水』、手前が『2倍海水』

町営温泉施設についてのお問い合わせは健康増進課 ☎72-6037へ

123日間の無事故・無違反に挑戦しよう!

「セーフティードライブ・チャレンジ123」参加チーム募集中!

昨年度は…

7,461チーム (37,305人) が参加し、5,564チームが無事故・無違反達成
～ チャレンジ参加者と非参加者の事故率・違反率を比較すると、
いずれも参加者の方が低くなっています ～

5人1チームで123日間の無事故・無違反に挑戦する「セーフティードライブ・チャレンジ123」はドライバー自らが積極的に交通安全に取り組むことにより、県内の交通事故の減少を目指すものです。

また今年度は昨年度までの「200日間」ではなく、実施期間を短縮し「123日間」で実施します。さらに、新たに高校生の部とファミリーの部を設けました。
地域・職場・友達などでチームを作り、無事故・無違反に挑戦しましょう!

チャレンジ期間 平成23年7月21日(木)～平成23年11月20日(日)の123日間

募集部門 ●一般の部

●高校生の部(高校生で構成)

●ファミリーの部(家族・親族で構成)

●シルバーの部(メンバー5人全員が7月21日で65歳以上であること)

応募資格 運転免許(国内免許)を持つ県内在住または県内在勤者

受付期間 平成23年5月2日(月)～平成23年6月30日(木)

参加手続 5人1チームで参加出来ます。

無事故・無違反を確認するため、運転記録証明書(1年間)の交付申請料(1チーム3,150円)が必要となります。

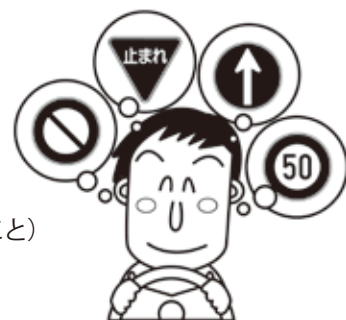
参加申込書受付後に、振込用紙がチームの代表者に郵送されますので8月31日(水)までに、お近くの郵便局から自動車安全運転センターに振り込んで下さい。振込手数料は、各チームの負担です。

(銀行振込希望の方は、交通政策課まで連絡して下さい。)

抽選会 無事故・無違反の達成チームを対象に、旅行券やギフト券などの賞品合計約100本以上総額300万円相当が当たる抽選会を行ないます。(平成24年2月頃開催予定)

申込及び問合せ先 山梨県 リニア交通局交通政策課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1353



家庭を守る防災対策 part 52

[災害に対し危機感を持つ]

人は起こっていない災害に対し楽観視する傾向があるそうです。

たとえば「前の大雨でも被害がなかったから大丈夫」といったように、客観的な予想ではなく、願望を含めた予想に執着してしまうところがあるようです。そういった場合、たとえ周りの人が「避難した方がいい」と助言したとしても、自分で納得しないと行動することはほとんどないそうです。

しかし、災害に遭った人は大抵こう言うそうです。「こんなことは今までなかった」と。

100年に一度起こるような災害は、誰でも生まれて初めてです。

気象災害はどこでも発生します。まさに「明日は我が身」です。

自分の町がどのような注意報や警報が発表されているかなど、最新の防災気象情報を取り入れ、地震、風水害、火山噴火など自然災害への発生に対し危機感を持ちましょう。



設置しましたか?

住宅用火災警報器設置義務付け

～平成23年6月1日から